令和３年度　第3期
論文式刑法試験問題

受験上の注意事項

1　監督者の指示がある前に，この問題を開くことを禁止します。

2　試験開始の合図により，解答を始めてください。この試験では，六法を貸与し，その使用を許可します。

3　試験開始の合図の後，印刷不鮮明等に気付いた場合は，黙って手を挙げ，監督者に申し出てください。

4　解答は，答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また，鉛筆は不可です。

5　試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前５分間は，答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には，黙って手を挙げ，自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。

6　この問題は，試験終了後，持ち帰ることができます。

7　次のもの以外は机上に置かないでください。
受験票，筆記具，時計（計算機能等のないものに限る。），眼鏡。
受験票は，氏名，受験番号が記載されている面を表にして，監督者が見やすい位置に置いてください。なお，上記以外のものについては，監督者の許可を得てください。

8　問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は，問題用紙に限り認めます。

9　携帯電話等は，必ず電源を切って鞄等にしまってください。

10　試験室内では，耳栓の使用はできません。

11　試験時間中の発病等やむを得ない場合には，黙って手を挙げ，監督者の指示に従ってください。

12　試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は，禁止します。

13　試験終了の合図とともに，直ちに筆記具を置き，監督者の指示を待ってください。

14　不正の手段によって試験を受け，又は受けようとした者に対しては，試験を停止し，合格の決定を取り消すことがあります。

〔刑　　法〕

次の［事例］を読んで，後記［設問］に答えなさい。

［事例］

１　甲（22歳男性）は，Ｖ（20歳女性）と公園に面したアパートの２階にあるＶ方で約１年前から同棲していたが，令和元年年末頃からＶが浮気をしていると邪推するようになった。甲は，令和２年２月５日午後10時頃，Ｖ方において，Ｖと口論になり，同日午後10時30分頃，Ｖが口論を嫌って隣の公園に移動するとこれを追いかけ，その頃から翌６日午前１時頃まで，同公園内で，Ｖの腹部を左右の拳で十数回殴った上，さらに，殴られた勢いで転倒したＶの左右の大腿部を十数回蹴りつけるなどしたが，周囲への発覚をおそれ，Ｖの頭部及び顔面には暴行を加えなかった。

２　その後，甲は，痛みのあまり立ち上がれなくなったＶを，Ｖ方に連れて行き，Ｖ方内で，Ｖと話し合っていたが，同日午前１時30分頃，Ｖが「浮気はしていない。」などと言い出したため，再び激高し，以降，約５分に１回の頻度で，手加減することなくＶの腹部を拳で１回殴ることを繰り返した。しかし，やはりＶの頭部及び顔面には暴行を加えなかった。

３　同日午前２時30分頃，Ｖは，Ｖ方内で10回以上腹部を殴られたことから，このままでは死んでしまうと考えるに至り，甲の隙を見て，Ｖ方の窓から前記公園敷地内に飛び降りた。Ｖは，その際，バランスを崩して上半身を下にして落下し，同落下時に地面に顔面を打ち付け，顔面に擦過傷を負った。なお，Ｖ方は，いわゆるワンルームで，Ｖが飛び降りた窓以外には内開きドアが設置された玄関しか出入口はなく，当時，甲が同ドアにもたれかかって座っていた。

４　甲は，Ｖが窓から逃走したことに気付き，直ちに，大声でＶの名を連呼しながらＶを追ったが，同日午前２時32分頃，Ｖ方から約100メートル先でＶを見失った。その際，甲は，Ｖが逃走時に携帯電話機，Ｖ宅の鍵及び財布等を持ち出していなかったことや，Ｖ方から約400メートル離れたところにＶ父の住むＶの実家があったことから，そのうちＶ方に戻ってくるだろうと考えるに至り，それ以上Ｖを追わずに，Ｖ方に戻って待機していた。

その後，Ｖは，同日午前２時40分頃，Ｖ方から約800メートル離れた高速道路に徒歩で侵入し，同道路上で，疾走してきた車両に衝突され，さらに，後続の自動車に轢過されて死亡した。

なお，Ｖの解剖の結果，前記１及び前記２の暴行から生じた傷害を特定することはできなかった。

［設問］

［事例］における甲の罪責について，具体的事実を摘示しつつ論じなさい（特別法違反を除く）。